

訴 状

平成 26 年 5 月 26 日

東京地方裁判所民事部 御中

原 告 A
B

被 告 西東京市
代表者 西東京市長 丸山浩一
代表者 西東京市選挙管理委員会委員長 西村誠一

行政文書不開示処分取消請求事件

訴訟物の価額 金 3,400,000 円

ちょう用印紙額 金 28,000 円

第1 請求の趣旨

- 被告は、原告 A に対し、平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員選挙東京選出投票用紙につき、不開示決定処分を取り消せ
 - 被告は、原告 B に対し、決定(25 西選 728 号)における異議申立て却下の処分を取り消せ
 - 被告は、原告等に対し、平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員選挙東京選出投票用紙を開示せよ
 - 被告は、原告等に対し、金十万円を支払え
 - 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因

- 原告は被告に対し、平成 25 年 7 月 24 日、西東京市情報公開条例（条例第 12 号、以下、条例）に基づき、平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員選挙東京選出投票用

紙の開示請求を行った。(甲1)

2 被告は原告に対し、平成25年8月5日、公文書不開示の決定をし、原告に通知(25西選第508号)した。(甲2)

3 原告は被告に対し、平成25年8月16日、異議申立書を提出した(甲3)。

なお、この際、名宛人を西東京市 市長 丸山浩一としたが、これは先の不開示決定に記載されていた注意書きの記載に沿ってなされたものであり、異議申し立ては、西東京市選挙管理委員会に送付され、その旨、原告に通知された。

4 被告は原告に対し、平成25年12月19日、異議申し立てを棄却し、一部を却下する通知(25西選第728号)を行った(甲4)。なお、この決定は、異議申し立てがなされた平成25年8月16日から3カ月以上経過してからなされたものである。

5 被告は決定に際し、西東京市情報公開審査会に対し諮問を行い、答申を受けていた(甲5、甲6)。

6 被告は答申を受け、不開示としたものであるが、その決定には違法がある。

(1) 条例第7条は、情報開示請求を受けた文書に対して、原則開示を旨としており、不開示決定につき列挙して例外規定を設けているのみである。したがって、法の趣旨に鑑み、例外規定の適用については、特に慎重であることが期待されていると考えられる。

(2) 条例第7条1号について

(ア)答申は、公職選挙法(以下、法)第71条及び公職選挙法施行令(以下、施行令)第76条第1項を掲げて、投票用紙の封印及び保管の義務付けがなされていること、及び、開示の際に本件投票用紙の封印を解かなければならないことについて、あえて、明文の禁止がないと認識していることを表明した上で、憲法15条4項の趣旨を掲げ、投票用紙の開示を認めないと言う。

(イ)憲法15条4項で規定される秘密投票については、選挙人が自己の自由な判断に基づいて投票できることを確保するためのものであり、すなわち、社会的に弱い立場にある選挙人が投票の前と後を通じて他からの脅威をうけ自由な意思の表現ができなくなることを防ぐための制度とすることができる。公職選挙法はこれを受けて、無記名投票(法46条4項)、他事記載の無効(法68条1項6号・2項6号)、投票用紙の公給(法45条・68条1項1号・2項1号)、何人も投票した被選挙人の氏名や政党を陳述する義務のないこと(法52条)、投票の秘密侵害罪(法227条)など詳細な規定を設け、投票の秘密を確保しているが、投票用紙の封印ないし保存(法71条、令76条1項)については、投票の秘密を担保するものではなく、投票の公正を担保するものと考えられる。すなわち、厳重に保存することは正しく投票されたものが正しく保存されていることを意味する。したがって、投票の公正さに疑義が生じた場合には、当該投票用紙が正本であることが確実に担保された状態で保存されているからこそ、確認が行えるということができる。

(ウ)したがって、本決定は、法の趣旨を誤って解釈したものと考えられ、不当であ

る。

(エ)憲法前文は「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」と高らかに謳っており、国民は自ら投じた一票が正しく一票と数えられる権利を有する。

(オ)本件開示請求は、犬丸勝子氏の開票立会人であった原告 B が開票立会時に、当該原告が投票した票がないと証言したことによる。

(カ)犬丸勝子氏の平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員選挙東京選挙区の出馬は、不正選挙への疑いを理由するものであり、このような意図での立候補であることを認識した上で、当該原告は開票立会に臨んだものである。

(キ)そして、西東京市民である B が投じた犬丸勝子票が、現に紛失したという事実がある。

(ク)原告 B は、開票立会の現場で、犬丸勝子氏への投票を確認していたところ、「わたしの投票がない」と発言したものであり、当該原告の投票の秘密は自ら開示されており、その場に居合わせた開票立会人はもとより、選挙管理委員会職員にも周知の事実であることから、もはや、当該原告の投じた一票に関しては、守られるべき投票の秘密は存在しないのである。

(ケ)本件において守られなければならない人権は、選挙人が投じた一票が公正に数えられる権利であって、投票の秘密ではないことは明らかである。

(3) 条例第 7 条第 2 号について

(ア)答申は、筆跡及び記載された内容に特徴がある場合は、当該投票用紙を閲覧することにより当該投票用紙を記載した者を特定することができるとしている。情報開示請求の目的自体が、ある特定の記載内容につき、特徴のある投票用紙が紛失したことにあるのであるから、ここで言及される「筆跡及び記載された内容に特徴がある場合」というのは、一般的に特徴があるということではなく、開票立会人であった原告 B によって記入された「筆跡及び記載された内容に特徴のある」投票用紙であるということが出来る。すなわち、情報開示によって探索される目的物たる投票用紙は、特定の 1 枚であるということが出来る。

(イ)そして、それ以外の投票用紙が仮に何らかの特徴を有していたところで、そこからその投票用紙を記載した個人を特定することは到底不可能であると言ってよい。

(ウ)さらに、答申は、投票用紙に本件不開示情報を記載した本人の同意があれば本件不開示情報を開示できると解釈可能な規定は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び条例中になくというが、(2)(ク)で述べた通り、原告 B の投票の秘密は本人により開示されており、そもそも守られるべき法益が存在しない。

(エ)したがって、本件不開示情報は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるが、当該個人情報、すでに周知のものであり、本件特定によって、侵害される法益が存在しない以上、これを理由とした不開示決定には理由がない。

(オ)なお、最判平 13.12.18 民集 55.7.1603<兵庫県レセプト公開請求事件>において、「自己の個人情報の開示請求については、そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれている場合等は格別、当該個人の上記権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきときは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできないと解するのが、条例の合理的な解釈というべきである。」と判示している。原告 B は自らの個人情報の開示を求めているとも考えられ、情報の開示は当然に認められなければならない。

(4) 条例第 7 条 4 号について

(ア)答申の指摘している通りであって、異論はない。

(5) 条例第 7 条 6 号について

(ア)繰り返し述べた通り、原告 B が犬丸勝子氏に投票したことは周知の事実であり、当該個人情報は、当該原告本人によって開示されているところである。したがって、守られるべき法益がそもそも存在しないことから、答申には理由がない。

- 7 異議申立人 B は、原告 B であるが、本件不開示決定の名宛人でないことは事実である。しかしながら、行政不服審査法第 24 条 1 項には、利害関係人を参加人とする規定もある。平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員選挙東京選出において、紛失した投票用紙は B のものであることから、当該原告は明らかに利害関係人である。なお、同法同条同項は、審査請求についての記述であるが、異議申立ては審査請求ができない場合に例外的に認めているものであり（大阪地判平 2.3.25 行裁 41.3.570）異議申立てについても適用されると考えられる。従って、原告 B の異議申し立てについてなされた却下の処分は違法である。

第3 関連事実

- 1 西東京市における開票では、500 票ずつ束になった投票用紙が十文字にゴムで結束され、一番上に各開票立会人が押印する用紙が載せられた状態で、確認作業が行われている。開票立会人がすべて一番上の用紙に印を押すことをもって、500 票を確認したとされているが、十文字に固く結束されているため、内容を確認することはほとんど不可能であり、開票確認は形骸化されていると言ってよい。束ねられた 500 票の中に、まちがって、あるいは故意に、他の候補の票が混入していたとしても、発見は不可能と思われる。
- 2 犬丸勝子氏は、平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員選挙東京選挙区候補として出馬したものであるが、出馬自体が不正選挙への疑いに基づくものであった。
- 3 そして、原告 B は犬丸勝子氏の立候補の趣旨に賛同し、開票の立会人となるに際して、特徴のある投票をあえて行ったものである。当該原告はボールペンを用いて犬丸勝子候補の名前を記載したものであるが、その際、画用紙を下に置いて、筆圧をあえて強くして記載した（甲 7）。
- 4 原告 A は、山本太郎候補の開票立会人として、開票に立ち会ったものである。
- 5 原告 B が犬丸候補の投票用紙を確認し「わたしの投票がない」と、発言したのを

原告 A は直接聞いている。また、原告 B が、他の開票立会人（現職市議）から、「開票立会の趣旨が違う」、「自分の票を確認する場ではない」、との批判を受けながらも、2 回確認していたのを目撃している。

- 6 開票に時間がかかり、221 票の得票であった犬丸候補の票は、ほぼ最後の方の確認となった。500 票に満たないものは端数票とされ、最後に確認が行われるのである。
- 7 夜半を過ぎており、立会人も皆、疲労している中ではあったが、投票の公正さのためには、すべての票を確認するのが立ち会いの正しい態度であったが、他の開票立会人及び、選挙管理委員会職員から、早くして欲しいという度重なる要請を受けて、原告 B は犬丸勝子候補の投票の束に、しゅしゅ認め印を押印したものである。
- 8 なお、本立会には、西東京市の現職市議が多く参加しており、原告 B の正当な立会確認作業を口汚く野次を飛ばして妨害したのは、小林たつや市議、及び、森信一市議の両名であった。
- 9 選挙において、投票の秘密が重要であると同じ、あるいはそれ以上に、投票の公正さを担保することは重要である。選挙の公正さが疑われるということは、民主主義の根幹が疑わしいものであるということになり、国民主権が危うくなることを意味する。すなわち憲法前文で謳われた、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」する権利を国民が奪われることになってしまう。
- 10 投票の公正さを担保するためには、疑わないことが重要なのではなく、疑いの目に耐えうるだけの公正な仕組みが必要なのである。そして、公正であることを担保するためには、選挙の公正さを疑うまなざしに誠実に答える必要がある。
- 11 原告 B は日本国民であって、西東京市民として投票権を有し、平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員選挙において、投票を行ったものである。
- 12 当該原告は、選挙の公正について疑いの気持ちを抱いており、自らの投票において、あえて、後の検証に耐えうるように、予め下に画用紙を引いた上で投票用紙にボールペンで「犬丸勝子」と記載して投票した（甲 7）。
- 13 犬丸勝子候補はいわゆる泡沫候補であったため、その得票は 500 票に満たず、221 枚の投票用紙が輪ゴムで結束されて、開票立会人によって、確認されたものである。
- 14 本来であれば、原告両名は、開票立会人として押印を拒否し、その場ですべての投票用紙の再確認を要請するべきであったが、他の開票立会人及び選挙管理委員会事務員により、原告 B は、押印を半ば強要され、犬丸勝子候補の投票用紙の束に対し、認め印を押印したものである。
- 15 原告 A は、原告 B の確認作業の前に、犬丸勝子候補の票の確認を終えており、すでに押印してしまっていたのであるが、原告 B の開票立会の態様の一部始終を目撃していた。
- 16 原告 A は、原告 B の投じた一票について、確認の必要性に鑑み、平成 25 年 7 月 24 日、本件情報開示請求を行ったものである。
- 17 不正選挙について、疑いの事実があることにつき、高松市において、衛藤晟一

候補の得票が0であった件について、NHK ニュース（甲8）及び、AERA の記事（甲9）を証拠として提出する。

第4 むすび

西東京市選挙管理委員会の本件不開示決定には正当な理由がないことから、行政事件訴訟法（以下、行訴法）3条3項に基づき決定（西25西選第728号）の取消しを求める。

また、西東京市選挙管理委員会は、平成25年7月21日執行の参議院議員選挙東京選出投票用紙について、不正の疑いがあり、開示して確認する義務があることから、行訴法3条6項2号に基づき、情報を開示する義務があるとの判決を求める。

さらに、平成25年7月21日執行の参議院議員選挙の開票において、原告Bの発言に対し、他の開票立会人の不当な言動に賛同する形で、選挙管理委員会事務員が不当に正当な確認作業を妨げた違法、及び情報開示請求がなされた昨年8月の段階で、投票用紙が開示されるべきであったのに、これをせず、本件訴訟を余儀なくさせた違法があることから、被告は原告に対し、慰謝料として、金10万円を支払えとの判決を求める。

証拠方法

- 1 甲第1号証 公文書開示請求書（2013年7月24日）
- 2 甲第2号証 公文書不開示決定通知書（25西選第508号）
- 3 甲第3号証 異議申立書（平成25年8月16日）
- 4 甲第4号証 決定（25西選第728号）
- 5 甲第5号証 答申通知書（25西審情第13号）
- 6 甲第6号証 答申
- 7 甲第7号証 投票用紙写し
- 8 甲第8号証 NHK ニュース写し（Youtube ネット画像写し）
- 9 甲第9号証 AERA ニュース（インターネット記事）

付属書類

訴状副本 1通

甲第1号証から9号証 写し 各1通